

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第16回）
議事要旨

○日時

令和4年6月16日（木） 16時00分～17時10分

○場所

オンライン開催

○出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員、芋生憲司委員、河野康子委員、道田悦代委員

○欠席委員

橋本征二委員

○オブザーバー

西尾 利哉 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室 室長
小島 裕章 農林水産省林野庁林政部木材利用課 課長
小笠原 靖 環境省地球環境局地球温暖化対策課 課長

○事務局

能村 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長
潮 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長補佐
和田 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長補佐
菊野 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長補佐

○議題

- (1) 持続可能性基準について
- (2) ライフサイクル GHG について

○議事要旨

- (1) 持続可能性基準について

委員

- 順調な事業者は2024年3月末までに認証取得ができるという報告を頂いたので、事務局からの提案に賛成したい。万が一、認証取得が間に合わない場合には、一時稼働停止になり、その後取得でき次第、再開できると理解している。
- PKS およびパームトランクの経過措置については、事業者側の努力が及ばない面があるため、経過措置の期間延長の提案を支持したい。他方、コロナ禍や人員不足等による認証の現場の状況は今後変わり得るし、現在の遅れの原因が解消される可能性もある。そのため、一年間猶予期間が延びたことに安心せず早期に認証取得をしていただきたい。
- 持続可能性の確保に関する情報公開については、認証取得の延長とは別の問題として扱っていただきたい。このWGにおいて、情報公開は初期から求められている。遅延等があったとしても、状況を正直に公開することが大事。現状未公開の約2割の事業者については、すぐに実行に移していただきたい。
- 期限の延長については賛成。2024年3月末の状況にもよるが、認証取得が進んでいくことは間違いない。その際に、発電所で燃やしている燃料は100%認証を取れていることが望ましいが、2割の認証が間に合っていないケースもあり得る。燃料ごとの管理ができる体制の準備も併せて検討しておくことも重要。その点を発言した上で賛成したい。

座長

- 事務局から提案があった2024年3月までの延長について、賛同頂いた。情報公開や、燃料ごとに認証状況を把握する管理の仕組みなどについても指摘を頂いた。

事務局

- 委員よりご指摘いただいた情報公開について、本件にかかわらず求めていかなければならない点をご指摘の通り。事務局としてもしっかり確認して参りたい。

(2) ライフサイクル GHG について

委員

- スケジュールについて、時間がかかるというご説明があったが、どれくらいのスケジュールを予定しているか。特にBのFIT専用のスキームについては、個別に検討しなければならない事項が多いと思われる。例えばメタン発酵ガス発電の場合には、複数の目的があるので、オリジナルプロセスの設定が難しい等の課題があり、事業毎に個別計算することになるだろう。バイオマスについては多種多様のため、検討に時間がかかると思われる。
- 本検討は重要と考える。資料2の16ページで選択肢を4通りに整理し、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスとその他でそれぞれの対応策を検討する点について同意す

る。

- さらに、18 ページのように、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスでは、ライフサイクル GHG の確認に、既存の持続可能性の認証スキームを活用する前提で、メルクマールを具体化して各認証スキームオーナーに対して上乘せの対応策を打診することも合理的と考える。また、透明性と説明責任を明確にして、客観性を担保するためには、ISO のような各種の規格を採用することを要件として考えていくべきと考えた。
- 19 ページのその他のバイオマスについて、輸入木質バイオマスのライフサイクル GHG の確認方法として、既存スキームを活用する方法については精査いただきたい。合法性ガイドラインは、バイオマス WG でパーム油に要求している持続可能性と差異があると考えている。特に持続可能な森林管理基準や土地利用変化の状況を考慮した形でのライフサイクル GHG の算定をお願いしたい。
- 事業規模に応じて適用するか否かを判断することには賛同する。
- 確認スキームの検討にあたっては、確定と運営に至るまでのスケジュール感、優先順位を付けるのかどうか、加えて、効果的なスキーム確立のためにどの程度の財源や人材の確保が必要かなどを知りたい。
- 農産物の収穫に伴って生じるバイオマスについては、第三者認証のスキームオーナーに依頼することになるが、実際に引き受けてくれそうか感触を伺いたい。
- 質問が一つとコメントが二つある。これまで、民間認証機関がスキームオーナーであった場合を議論してきたが、今回は、その他のバイオマスの場合には国がスキームオーナーになるケースが出てきたと思う。国がスキームオーナーになる場合、民間認証機関に類似した要件や目指すべきあり方があるかどうか伺いたい。
- 色々な組み合わせを考える方向性には賛同する。事業者が実施しやすい方法で、なるべく簡単に持続可能性とライフサイクル GHG を確認できることを目指していくべきと考える。
- 持続可能性を認証する機関とは切り離してライフサイクル GHG を確認せざるを得ない燃料種や事業者も出てくる。認証の種類が増えるとコストが上がってしまう問題がある。コストを削減する方法として、持続可能性のスキームが使っている監査会社と同じ監査会社をライフサイクル GHG の確認でも使えば、節約になると思う。
- 既存認証スキームおよび FIT 専用の確認スキームについて、当面は両面作戦を取らざるを得ないと理解しており、出来るところから進めていくという方向性は賛同する。規制のかけ方については、日本の場合は少なくともエネルギー作物などを大量に使う事例が無いであろうことを考えれば、土地の利用の改変のリスクは低く、規模も小さいので、かなり色々なパターンがあるのであれば、優先度を落とすということもあり得る。
- 例として、国産材については、間伐材等由来の木質バイオマスについて買取価格が 2MW を境に異なっており、2MW 以上から始めるのが良いのではないかと感じる。
- 木質バイオマスについては、これを機会にしっかりした検討ができればと感じている。

資料の 2 の 19 ページに、「輸入木質バイオマスについては、認証スキームの適用可能性について検討する」とあり、方向性としては賛同する。但し、実態としては、団体認定という形も並行して行われているようである。国産の未利用材においても、証明のために団体の認定を受けることになっていると認識している。前提となる木質バイオマスに関する合法性の証明における確認のスキームがどうなっているかについて、林野庁からご説明いただく場をどこかで設けていただくとともに、GHG の確認の仕組みが上手く統合しうるものなのか、あるいは独立して設けなければならないか、議論できる場を作って頂きたい。

座長

- 基本的に事務局の作業項目に賛同されていると思う。但し、作業の進め方のスケジュールや優先度、あるいは留意したほうがよい点について、ご質問、ご意見を頂いたと思う。

事務局

- 時間軸については、昨年の WG において、ライフサイクル GHG の削減基準は 2022 年度に認定をするものから適用していくということを決めていただいたことも踏まえ、早期に作らねばならないことは間違いない。その点で、基本的には、A の既存認証を使えるものを作ったほうが速いと考えている。A と B は同時に始めなければならないのか、A だけ走らせることが可能なのかについては、次回以降の WG においても議題の一つになると考えている。その上で、スケジュールについては、今後実施するヒアリングも踏まえて出てくる検討事項の量によっても違うと考えている。少なくとも出来るものはできるだけ早く、間に合わないものであってもそのスケジュール感について、今年の議論の中で考えなければならないと考えている。
- 輸入木質バイオマスと合法性ガイドラインとの関係については、どのように議論させていただくのがよいか林野庁と相談させて頂ければと思う。
- 農産物の収穫に伴って生じるバイオマスで活用されている既存スキームのオーナーがライフサイクル GHG の確認についても引き受けてくれるかという点は、ヒアリングをしないと分からない。ICAO や EU RED でも対応していただいているところがあるので、誰も受けてくれないということは無いと思うが、必要十分かどうかは確認が必要である。
- 国がスキームオーナーの場合のメルクマールをどうするのかについてご指摘いただいたが今後 WG で議論させて頂くことになる。第三者性をどのように担保するかは今後の議論の一つの論点になると考えている。

座長

- 木質バイオマスの確認スキームについて先ほど委員からもご発言があったが、林野庁

から発言の希望はあるか。

林野庁

- ライフサイクル GHG の検討事項は多くあり、複雑な話になるので、今後の進め方については、事務局とよく相談しながら協力していきたいと考えている。合法性ガイドラインに即して業界団体が認定する仕組みもある。今後、お時間を頂ける場合には、ご説明をさせて頂きたい。進め方については、事務局と相談させていただきたい。

委員

- スキーム構築の難しさや時間軸は論点になってきたと思うが、FIT 制度における GHG の削減の確認について、何か違いがあるかどうか気になる。既存の認証を使えば、GHG の計算結果の認証が報告され、資源エネルギー庁が受け取ればよいという格好になるのか。スキーム構築に関するメリット・デメリットに加えて、運用面でも違いがあるのならそれを視野に入れるべき。

座長

- 基本的な検討の方向性についてはご了承いただいたと思うが、幾つか検討を進めていく中で明らかにしていかななくてはならない事項をご指摘いただいた。ライフサイクル GHG の確認として参考にすべき点、適用可能な点、課題があるかどうかを考えるために、既存のスキームあるいは海外の事例を知ることから始めることになると思う。

委員

- 国民は、再エネを最大限活用して欲しいと思っているし、バイオマス燃料に対しても大きな期待を持っている。その上で、持続可能性やライフサイクル GHG の要件など、事業を進める方にとっては負荷をかけられていると思われるかもしれない。しかし、FIT 制度の中で利用者が日々賦課金を支払っているの、事業を進める方も、持続可能性とライフサイクル GHG に関して胸を張って使えるよう、積極的に制度運用や活用に協力いただきたい。より明確に社会に対してアピールできるよう、一緒に進んでいけると良いと考えている。

事務局

- A の既存認証を活用する場合と、B の FIT 専用のスキームの場合の違いについては、今後議論の中で精査していきたいが、いずれも認証機関からの監査結果を資源エネルギー庁が受け取ることになるので、制度運用面では変わらないと考えている。既定値の置き方とも関わるので、今後の議論の中で考えていく。

(その他)

事務局

- 次回のWGについては日程が決まり次第、経済産業省のホームページにて公表する。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365